埼玉県食品衛生検査施設等の検査等業務管理要綱

第1目的

この要綱は、埼玉県における食品衛生法第28条第1項の規定による収去(以下「収去」という。)並びに同法第29条第1項の規定による食品等の衛生検査施設における同法施行令第8条第2項に基づく同法施行規則(以下「規則」という。)第37条により行う検査等(以下「食品衛生検査」という。)に関する事務管理(以下「業務管理」という。)の実施施設及び責任者等について定め、業務管理の円滑な推進を図ることを目的とする。

第2 業務管理実施施設

- 1 次の施設における食品衛生検査等を実施する部門において、業務管理を実施する。
 - (1) 衛生研究所
 - (2) 食肉衛生検査センター
 - (3) 食肉衛生検査センター北部支所
- 2 次の施設における収去を実施する部門においては、試験品の採取、搬送及び検査結 果通知等に関し、業務管理を行う。
 - (1) 保健所
 - (2) 食品安全課特別監視担当
 - (3) 食肉衛生検査センター
 - (4) 食肉衛生検査センター北部支所

第3 業務管理の責任者

- 1 平成9年1月16日付衛食第7号厚生省生活衛生局長通知「食品衛生法施行令等の一部を改正する政令の一部の施行及び食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(以下「生活衛生局長通知」という。)の第3の1の検査部門責任者及び同第3の2の検査区分責任者は、業務管理実施施設別に食品安全課長又は所属長が定める者とする。
- 2 生活衛生局長通知の第3の3の信頼性確保部門責任者は、食品安全課に所属し、精 度管理担当主幹又はこれに準ずる者とする。

第4 職務

検査部門責任者、検査区分責任者及び信頼性確保部門責任者が行う職務は、規則第37条の各号及び平成9年1月16日付衛食第7号厚生省生活衛生局長通知並びに平成16年3月23日付食安第0323007号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知「食品衛生検査施設における検査等の業務管理について」に規定されたもののほか、必要に応じて各業務管理実施施設が定めるものとする。

第5 業務管理運営委員会

第 2 に定める施設において、食品安全課長又は所属長は、必要な協議と調整を行 うため関係者による「業務管理運営委員会」を設置することができる。

第6 その他の事項

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は別に定める。